

「西尾市多文化共生推進プラン（案）」に対するパブリックコメント結果

① 意見の募集期間

令和4年1月11日（火）から令和4年2月9日（水）

② 意見の提出状況（2人）

12件（直接持参0件、郵送0件、FAX1件、メール11件）

③ 意見の概要と意見に対する市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1 P14 ① 市民活躍	<p>日本人市民と外国人市民の関係をつなぎながら、地域社会への参画を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい公民館・ふれあいセンター（以下、「ふれあいセンターなど」）の職員として配置することを提案します。</p> <p>本提案の背景は以下の通りです。</p> <p>外国人市民が地域に増えると、日本と母国の生活習慣の違いによる騒音やゴミの分別などの問題が起きて、<u>日本人市民にとって「迷惑な隣人」になる</u>ことがあります。</p> <p>しかし、日本人市民にはトラブルでも、外国人市民がトラブルと認識しないケースがある一方で、生活習慣の違いはすぐ直らない上に言葉も伝わらない場合、これらの問題解決には時間を要します。</p> <p>また、交流の場づくりは、多文化共生に興味のある同じ顔ぶれの市民や、地域外の市民ばかりが参加するだけで、同じ地域の市民交流になりにくい現実があります。結局、同じ地域の市民同士は、<u>「見知らぬ隣人」のままになりがち</u>です。</p> <p>さらに、外国人市民の中には、生活を営むことで精一杯な方もいて、時間的・言語的等の制約から、地域活動への自発的な参加が難しい現実もあります。そのため、意識啓発の事業、交流事業や町内会・自治会などへの参画事業は、結局、<u>多文化共生に関心を持つ一部の層にしか効果がなく</u>、「誰もが活躍できる」地域づくりに至らないことが、日本の各地で見受けられます。</p> <p>つまり、外国人市民が、地域に住み始めたことで生じる、日本人市民にとっての生活環境の悪化を緩和し、両者が人間関係を築く機会をしっかりと設けて、外国人市民の受け入れを軟着陸させることが必要です。この観点が抜けた場合、元からの日本人市民の不満が溜まり、双方が住みにくくなることで、外国人市民が定住しにくくなってしまいます。</p> <p>そもそも、外国人市民と一括りに表現できても、その実態は、経済状況、教育段階、在留資格などで<u>多様な背景を持つため、一律の施策がなかなか機能しません</u>。そこで、市民同士の間を意識的につなぎ、地域の現状に根差した対応策を実行する第三者が、外国人市民の住んでいる地域には必要です。</p> <p>これらの業務は、日頃から地域の市民と関係を築ける場所で働く、「ふれあいセンターなど」の職員に適任であるため、その活用を提案します。</p> <p>「ふれあいセンターなど」の職員が、双方の市民と信頼関係を築いてイベントなどに誘いつつ、日本人市民と外国人市民が交流しやすいイベントプログラムを考案すれば、両者の交流が促進されて、</p>	

「見知らぬ隣人」から「顔見知り」になっていきます。「顔見知り」になれば、「お互いに協力する関係」である「共生」を築くことが可能になります。

たとえば、人口約4,700人の内、その半分以上を越える約2,600人が外国人市民になった埼玉県川口市の芝園団地では、学生ボランティア団体「芝園かけはしプロジェクト」が、双方の市民と信頼関係を築いて、上述のような役割を一部担っています。

また、三重県四日市市では、外国人市民の集住する笹川地区を「多文化共生モデル地区」に位置付けて笹川団地の敷地内に多文化共生サロンを設置し、多文化共生モデル地区担当コーディネーターを2名配置。地域の現状や課題の迅速な把握に努めつつ、日本人市民と外国人市民の日常的な交流の取り組みを進めています。

一方で、川口市の事例はボランティア活動のため、個人の事情に左右されて、安定した活動に限界があることも分かっています。また、様々な地域にコーディネーターを新規配置するのは、予算的に難しいと考えます。

そこで、「ふれあいセンターなど」の職員がコーディネーターになれば、個人の事情に左右されない業務としての安定的な活動が可能になります。さらに、既存施設と職員の方々を活用することで、新規予算の投入が最小限に抑えられます。ただ、「ふれあいセンターなど」の職員が、これらの業務に精通するため、コーディネーター育成研修を実施することが必要です。

さらに、全ての「ふれあいセンターなど」において、これらの取り組みを一斉に始めることは難しいものと考えます。そこで、外国人市民が多く住んでいる地域について、「多文化共生モデル地区」に設定したうえで、その地区の「ふれあいセンターなど」を中心にしながら、試験的に多文化共生の地域づくりの取り組みを開始することが望ましいものと考えます。

そして、「ふれあいセンターなど」の職員の統括責任者として、市民部地域つながり課や西尾市国際交流協会の方々が、横断的な視点での情報共有や研修などを実施することで、「ふれあいセンターなど」の職員が各地域に根差して活動する縦の取り組みと、市全体に効果が波及する横の取り組みが合わさって、結び目の固い多文化共生の施策を展開できると考えます。

1-1	外国人市民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定	原案のとおりとします。 P26「災害啓発、防災時支援等を協働する外国人市民の発掘及び育成」にて記載いたしましたとおり、モデル地区の設定も計画を実施する手段のひとつと考えています。市民活躍の面からも、頂いたご意見を参考にさせていただきます。
1-2	地域社会における交流促進の場として、「ふれあいセンターなど」の活用を明示	原案のとおりとします。 市内には、地域における交流等を目的とする施設として、ふれあいセンター、公民館、地域交流センターが14か所(16施設)設置されています。今後より一層、外国人市民にも活用していただけるよう、P36「イベントや講座等への外国人市民の参加促進」として、頂いたご意見

		を参考にさせていただきます。
1-3	コーディネーターとして「ふれあいセンターなど」の職員の活用を明示	同上 (1-2)
1-4	コーディネーター機能（双方の市民関係をつなぐ）の明示	原案のとおりとします。 ふれあいセンターなどの職員が研修等で知識を得ることにより、多文化共生に関わる講座の開設や窓口業務の品質向上に繋がればよいと思われます。P36「イベントや講座等への外国人市民の参加促進」として、頂いたご意見を参考にさせていただきます。
1-5	これら施策の評価方法の明示	原案のとおりとします。
1-6	コーディネーター育成研修の実施を明示	同上 (1-4)
2 P30 ③情報伝達の体制		
<p>外国人市民は、日本の生活習慣を理解する機会が圧倒的に不足しています。そこで、来日してから地域で住み始めるまでに、また、地域で住み始めた後にも日本の生活習慣を伝える機会を設けるため、「P30 ③情報伝達の体制」の中に日本の生活習慣を伝えるより具体的な施策内容として、以下の追記を提案します。</p> <p>隣近所の日本人市民と外国人市民が、生活トラブルなく「<u>お互い静かに暮らせる関係</u>」を「共存」と定義します。ゴミの分別を例に考えてみますと、入国審査や税関で説明は受けません。次に行政と接触する「市区町村の転入手続き」でも、ゴミの分別方法が掲載されたパンフレットを渡すだけの場合が多いのも実態です。次に、自宅を借りる際、不動産会社はゴミの分別に関して十分な説明をしていません。</p> <p>つまり、ゴミの分別に関する説明をほとんど受けずに地域で住み始めた結果、外国人市民は悪気なく分別が出来ないわけです。一方で、日本人市民からすれば、悪気が無かろうと迷惑に感じます。これでは、<u>お互いに不幸な状況となる</u>ことが、<u>来日時点で決まっている</u>と言えます。</p> <p>また、地域の日本人市民と外国人市民が交流していくためには、「共存」を築くことが大前提です。何故なら、「<u>迷惑な隣人</u>」とは、<u>日本人同士であっても交流したくないのが当たり前</u>だからです。「共存」とは、地域における多文化共生を推進するために、最低限必要な土台と言えます。</p> <p><u>「共存」に至って、初めて「共生」に歩みを進められる</u>のです。</p> <p>そこで、外国人市民に対して、日本の生活習慣を理解する機会をいかに確保していくのかが、「共存」を築くためのポイントになります。例えば、静岡県磐田市では、「外国人情報窓口」を設置し、転入手続きの際に通訳者を交えて、日本の生活習慣を<u>口頭で伝える</u>時間を設けています。</p> <p>また、不動産業者が物件を貸し出す際、日本の生活習慣について時間をかけて説明する必要があります。さらに、企業は、外国人市民の労働力の恩恵を受ける一方で、地域では、生活トラブルが増えやすくなります。そこで、外国人従業員が、日本の生活習慣を理解できるように、社員教育をする責任が雇用企業にあると言えます。そのため、企業がオリエンテーションを実施するように働きかける必要があります。</p> <p>外国人市民が一度説明されただけでは、直ぐに母国と異なる生活習慣を理解できるとは限りませ</p>		

ん。やはり、何度も理解する機会を設けることで、初めて、日本の生活習慣を頭で理解しつつ実生活において、その行動を変えられるようになるはずです。

さらに、2020年に改定された総務省「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」では、「住宅入居後のオリエンテーションの実施」という項目において、「地域のルール等を外国人市民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する」とあります。

地域で住み始めるまでに伝えるだけではなく、地域で住み始めた後にも、企業などが定期的にオリエンテーションするなどして、外国人市民が日本の生活習慣を再確認していく機会を設ける必要があります。

2-1	転入時、日本の生活習慣を外国人市民に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を <u>口頭で伝える</u> 窓口を設置すること	原案のとおりとします。 専用の情報窓口の設置ではなく、必要な情報を正しく伝える手段として、動画による案内を強化してまいります。
2-2	その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること	同上（2-1）
2-3	不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること	一部修正します。 不動産業者をはじめ、外国人市民の生活に接点を持つ様々な機関等との連携は重要と考えています。P30 主な取組内容の記述を「外国人雇用企業、派遣会社、監理団体、不動産業者等と連携した情報伝達の促進」と修正し、頂いたご意見を参考にさせていただきます。
2-4	外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること	原案のとおりとします。 外国人雇用企業をはじめ、外国人市民の生活に接点を持つ様々な機関等との連携は重要と考えています。P30「外国人雇用企業、派遣会社、監理団体等と連携した情報伝達の促進」として、頂いたご意見を参考にさせていただきます。
2-5	外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などのスパンで、 <u>定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーション</u> を、外国人従業員に対して実施するように依頼すること	同上（2-4）
3 その他		
3-1	西尾市多文化共生推進プラン（案）を見まして常日頃思っていることを延べます。推進プラン（案）の11項にある基本理念の多様性を豊かさにみんなで創るにしおの未来について色々な基本指針と施策項目が計画され	原案のとおりとします。 共に生活する上で、生活ルールやマナーの習得は重要と考えています。そこで、新たに開設したYouTubeチャンネル「にしお de こんにちは」での動画をはじめ、同じルーツを持つ外国

<p>ていますが、内容的には外国人に色々支援をして外国人市民の発掘・育成や相互理解と地域との交流促進を図るようになっていますが、外国人に対して日本の文化道徳習慣行儀等を教えることも大切だと思います。西尾市民病院でも一人の患者に大勢の人が付いて来て狭い通路等で群がって話をしたり大きな声で話をしたりしています。これは他の観光地に於いても同じ光景です。</p>	<p>人市民による多文化共生キーパーソンを通じた啓発等により、生活ルールやマナーの習得を図ってまいります。同時に、西尾市に暮らす外国人市民の持つ文化の発信により、文化的違いを認め合う多文化共生を推進してまいります。</p>
--	---